

情報公開手数料規程

目 次

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 開示請求手数料
- 第 3 条 開示請求手数料の收受方法
- 第 4 条 開示実施手数料の額
- 第 5 条 開示実施手数料の納付方法
- 第 6 条 大量請求が行われ開示の実施事務が分散される場合
- 第 7 条 手数料が未納の場合
- 第 8 条 手数料が不足している場合
- 第 9 条 手数料が過誤納である場合
- 第 10 条 既納手数料の取扱い
- 第 11 条 手数料の減免
- 第 12 条 手数料の減免に係る手続
- 第 13 条 送料の納付
- 第 14 条 本規程の管理部署

附 則

- 別表 1
- 別表 2
- 別表 3

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）に基づき、情報公開に関する手数料についての必要な事項を定めることを目的とする。

(開示請求手数料)

第2条 開示請求にかかる手数料（以下「開示請求手数料」という。）は、一枚の開示請求書につき300円とする。

2 原則として、1枚の開示請求書では1件の法人文書の開示を請求できるものとする。ただし、次に掲げる相互に密接な関連を有する複数の法人文書であれば、複数の法人文書を対象とすることもできるものとする。

イ 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書

ロ 相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 一の開示請求書に法人文書の名称その他の法人文書を特定するに足る事項が複数記載され、相互に密接な関連を有しない複数の法人文書の開示請求となる場合には、法人文書（又は相互に密接な関連を有する複数の法人文書）ごとに開示請求手数料を要するため、これに見合う開示請求手数料の追納を求めるものとする。

(開示請求手数料の收受方法)

第3条 情報公開窓口における收受の方法は、原則、銀行振込による納付とする。ただし、開示請求者が機構に来訪して現金による納付を希望する場合は、現金を收受することができる。その場合は、窓口担当者は、その場で領収証を発行する。現金書留又は収入印紙による納付は認められない。

2 銀行振込により納付される場合には、財務・会計課が入金を確認、入金伝票を作成し、入金日ごとに窓口担当者に通知する。

(開示実施手数料の額)

第4条 開示の実施にかかる手数料（以下「開示実施手数料」という。）の額は、別表1により法人文書の種類、開示の実施の方法ごとに合計した額から最高300円（次のイからハのいずれかに該当する場合は、それぞれ当該イからハに定める額。以下同じ。）を減じた額とし、当該算出した額が300円以下の場合には、無料となる。

イ 他の独立行政法人等から事案が移送された場合（ロに掲げる場合を除く。）当該独立行政法人等が定める開示請求に係る手数料の額に相当する額（以下「開示請求手数料相当額」という。）

ロ 行政機関または他の独立行政法人等から文書の一部について移送された場合 開示請求手数料相当額のうち開示を実施する機構の長が分担するものとして、当該行政機関もしくは他の独立行政法人等と協議して定める額

ハ 行政機関または他の独立行政法人等に文書の一部について移送した場合 開示を実施する機構の長が分担するものとして、当該行政機関もしくは他の独立行政法人等と協議して定める額

- 2 前項の控除措置については、一開示請求につき300円を限度になされるものであり、相互に密接な関連を有する複数の法人文書を一の開示請求書によって行った場合、開示を受ける法人文書が複数であれば、初回の複数の法人文書に係る開示の実施及び更なる開示の実施を含めて、1件の法人文書とみなしてそれぞれの基本額の合計額について300円の控除措置を行い、更なる開示の請求の際には、初回の開示の実施の際の開示実施手数料と更なる開示の際の開示実施手数料を合算した額から300円を控除する。
- 3 手数料の算出方法は、別表2のとおりとする。
- 4 不服申立て又は裁判により、開示決定等処分を取り消して、改めて開示決定等を行った場合には、変更・取消しがあった部分について、改めて開示の実施方法等申出書の提出を受けて開示を実施するものとし、その際の手数料の算出方法は、別表3のとおりとする。

(開示実施手数料の納付方法)

第5条 開示実施手数料の納付方法は第3条に準ずるものとする。

(大量請求が行われ開示の実施事務が分散される場合)

第6条 大量の開示請求が行われ、開示の実施事務が分散される場合の開示実施手数料は、開示実施毎に手数料を徴収することとし、開示請求者に対してもその旨通知をするものとする。

(手数料が未納の場合)

第7条 開示請求手数料の納付がない場合には、開示請求者又は開示を受ける者に連絡をとり、原則として開示請求書又は開示の実施方法等申出書を返戻するとともに、所要の手数料額を納付する等の手続を求めるものとする。

(手数料が不足している場合)

第8条 納付の額が不足している場合には、第7条と同様の手続により、開示請求者又は開示を受ける者に連絡をとり、不足額を追納するよう求めるものとする。

(手数料が過誤納である場合)

第9条 手数料の納付において過誤納が生じた場合には審査手続を開始した上で、後に還付事務手続をとることとする。

(既納手数料の取扱い)

第10条 正当な手続により既に納付された手数料については、第9条の過誤納の場合を除き、返還しない。開示請求を受け付けた後に請求の取下げがあった場合、開示の実施の申し出を受け付けた後に取下げがあった場合又は開示の実施を受けない場合にも、同様とする。

(手数料の減免)

第 11 条 手数料の減額又は免除措置については、開示実施手数料について、以下により行うものとする

- イ 法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力が
ないと認められる場合には、開示請求 1 件につき 2 千円を限度に開示実施手数料
を減額又は免除することができる。
- ロ 理事長が、開示決定に係る法人文書について、一定の開示の実施方法により一般
に周知させることが適当であると認める場合には、開示実施手数料を減額又は免除
することができる。なお、「一般に周知させることが適当であると認めるとき」と
は、開示請求者だけでなく、何人にも広く周知することが特定の施策目的の達成に
大きく寄与する場合、法第五条第一号もしくは第二号ただし書の規定の適用により
開示しようとする場合又は法第七条の規定の適用により開示しようとする場合な
ど公益上の理由で開示しようとする場合であって、一般に周知することが適当と認
める場合等をいうものとする。

(手数料の減免に係る手続)

第 12 条 経済的困難を理由に開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする開示請
求者に対しては、開示の実施の方法等の申し出をする際に、併せて減額又は免除を求
める額及びその理由を記載した申請書の提出を求めるものとする。

- 2 前項の申請書には添付書類として生活保護法による扶助を受けていることを理由と
する場合にあってはそれを証明する書面を、その他の事実を理由する場合にあっては
その事実を証明する書面（同一の世帯に属する者のすべてが市町村民税が非課税であ
ることを証明する書面、らい予防法の廃止に関する法律第 6 条による援護を受けてい
る旨を明らかにできる書面等）が添付されているかどうか確認するものとする。なお、
更なる開示の申出書を提出する際の添付書類については、初回の開示の実施方法等申
出書の提出の際に、既に確認済みである場合には、省略できるものとする。
- 3 開示実施手数料の減額又は免除申請がなされた場合、理事長が当該申請の可否を検
討した上で処分を決定し、開示請求者に対して開示実施手数料の減額（免除）申請に
係る処分決定通知書によって通知するものとする。
- 4 前項の場合、窓口担当者は、開示実施手数料の額の変更等の必要性があれば修正を
求めるものとする。

(送料の納付)

第 13 条 開示請求者が法人文書の開示を、写しの送付によって求める場合には、開示
実施手数料の外に当該法人文書の写しを送付するための郵送料に相当する現金もしく
は郵便切手の納付を求めるものとする。この場合、窓口担当者は開示実施手数料と送
料の額を合計し、その合計額から 300 円を減じた額を求めるものとし、以下の手続
きに添って納付された現金もしくは郵便切手の確認をとり、法人文書の写しを送付す
るものとする。なお、当該合計した額が 300 円以下の場合には無料となる。

- イ 開示請求者からの要請により、郵送で法人文書の写しの交付を行う場合には、郵

送料に相当する現金もしくは郵便切手を受領した上で、対象法人文書の写しを郵送することとする。

ロ 現金もしくは郵便切手が未納の場合は、開示請求者に連絡し、必要額の現金もしくは郵便切手の納付を求めることとするが、開示請求者がこれに応じない場合、必要額の現金もしくは郵便切手が納付されていないため当該開示請求文書を送付できない旨の連絡を取ることにする。当該現金もしくは郵便切手が納付されない限り、法人文書の写しを送付しないことにする。

ハ 納付された現金もしくは郵便切手に不足がある場合は、前項と同様に必要額の現金もしくは郵便切手の納付を求めることとするが、開示請求者がこの要請に応じず、納付された現金もしくは郵便切手の額分の法人文書の送付を求めてきた場合で、当該要請に応じることが可能と理事長が認めた場合には、納付された額に見合った法人文書の写しを送付することとする。

ニ 納付された現金もしくは郵便切手が過納であった場合は、現金については余分を返却するが、切手については送付されてきた切手が複数枚で、かつ当該写しを送付するために必要となる郵送料と同額に分離できる場合は分離し、余分は法人文書の写しを送付する際に返却することとし、分離が不可能である場合はそのまま使用することとする。

2 開示請求者からの要請により、郵送以外の方法で法人文書の写しの交付を行う場合は、前項の取り扱いに準じる額を現金で受領した上で、対象法人文書の写しを送付することとする。その他現金が不足もしくは過納であった場合の扱いについては、前項ハもしくは二の取扱に準じるものとする。

（本規程の管理部署）

第14条 本規程の管理部署は、企画管理部総務課情報公開・個人情報保護相談室とする。

附 則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年8月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年7月17日から施行する。

別表 1

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
一 文書又は図画（二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。）	イ 閲覧	100 枚までごとにつき 100 円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1 枚につき 100 円に 12 枚までごとに 760 円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く）	用紙 1 枚につき 10 円（A 2 判については 40 円、A 1 判については 80 円）
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙 1 枚につき 20 円（A 2 判については 140 円、A 1 判については 180 円）
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 120 円（縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては 520 円）に 12 枚までごとに 760 円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1 枚につき 100 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1 枚につき 120 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額

ニ マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙 1 枚につき 10 円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1 巻につき 290 円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙 1 枚につき 80 円(A 3 判については 140 円、A 2 判については 370 円、A 1 判については 690 円)
三 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1 枚につき 10 円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 30 円(縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、430 円)
四 スライド(九の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1 巻につき 390 円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 100 円(縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、1,300 円)
五 録音テープ(九の項に該当するものを除く。)又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1 巻につき 290 円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1 巻につき 430 円
六 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1 巻につき 290 円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1 巻につき 580 円
七 電磁的記録(五の項、六の項又は八の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙 100 枚までごとにつき 200 円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1 ファイルにつき 410 円
	ハ 用紙に出力したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙 1 枚につき 10 円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙 1 枚につき 20 円
	ホ 光ディスク(日本産業規格 X 0606 及び X	1 枚につき 100 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額

	6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	
	ヘ 光ディスク(日本産業規格 X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1 枚につき 120 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	ト 幅 12.7 ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1 巻につき 7,000 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	チ 幅 12.7 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 800 円(日本産業規格 X 6135 に適合するものについては 2,500 円、国際規格 14833、15895 又は 15307 に適合するものについてはそれぞれ 8,600 円、10,500 円又は 12,900 円)に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	リ 幅 8 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 1,800 円(日本産業規格 X 6142 に適合するものについては 2,600 円、国際規格 15757 に適合するものについては、3,200 円)に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	ヌ 幅 3.81 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 590 円(日本産業規格 X 6129、X 6130 又は X 6137 に適合するものについてはそれぞれ 800 円、1,300 円又は 1,750 円)に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
八 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1 巻につき 390 円
	ロ ビデオカセットテープ	6,800 円(16 ミリメートル映画フィルム

	プに複写したものの交付	については 13,000 円、35 ミリメートル映画フィルムについては 10,100 円)に記録時間 10 分までごとに 2,750 円(16 ミリメートル映画フィルムについては 3,200 円、35 ミリメートル映画フィルムについては 2,650 円)を加えた額
九 スライド及び録音テープ (第 9 条第 5 項に規定する場合におけるものに限る。)	イ 専用機器により再生したものの視聴	1 巻につき 680 円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200 円(スライド 20 枚を超える場合にあっては、5,200 円にその超える枚数 1 枚につき 110 円を加えた額)
備考 一の項ハ若しくは二、二の項ハ又は七の項ハ若しくは二の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として額を算定する。		

別表 2

〔開示実施手数料〕

開示請求又は開示の実施の形態			計算例	備考
1 件の法人文書の場合	一の実施方法により開示を受ける場合	100 枚の閲覧	100 円（300 円以下）→無料	閲覧は、100 枚までごとに 100 円であるので、300 枚までは無料となる。
		350 枚の閲覧	400 円－300 円＝100 円	
		30 頁の写しの交付	（30 頁×10 円）－300 円→無料	写しの交付は、1 頁につき 10 円であるので、30 頁までは無料となる。
		40 頁の写しの交付	（40 頁×10 円）－300 円＝100 円	
		15 頁のカラーの写しの交付	（15 頁×20 円）－300 円→無料	カラーの写しの交付は、1 頁につき 20 円であるので、15 頁までは無料となる。
		40 頁の写し及び 20 頁のカラーの写しの交付	（40 頁×10 円）＋（20 頁×20 円）－300 円＝500 円	
	複数の開示の方法により開示を受ける場合	100 枚の閲覧及び 50 頁の写しの交付	100 円＋（50 頁×10 円）－300 円＝300 円	複数の開示の実施方法により計算した額の合算額から 300 円を減ずる。
更なる開示の申出により開示を受ける場合		・ 初回：100 枚の閲覧 ・ 2 回目：50 頁の写しの交付	・ 初回：100 円（300 円以下）→無料 ・ 2 回目：100 円＋（50 頁×10 円）－300 円＝300 円	初回に 300 円の控除措置規定を適用し、なお控除可能な残額がある場合には、2 回目に控除可能残額の調整を行う。
		・ 初回：350 枚の閲覧 ・ 2 回目：別の部分について 30 枚の閲覧	・ 初回：400 円－300 円＝100 円 ・ 2 回目：30 枚→100 円	
1 件の法人文書（a 文書）について、その一部（もともとは法人文書で		100 枚の閲覧（a 文書）及び 50 頁の写しの交付（b 文書）	①機構の開示決定が早い場合 ・ 機構（a 文書） 100 円（300 円以下）→無料 ・ 他の機関（b 文書） 100 円＋（50 頁×10 円）－	開示決定が早く行われた法人文書について、300 円の控除措置規定を適用し、なお控除可能な残額が

	あったもの。a 文書)を機構が開示し、一部(もともとは法人文書であったもの。b 文書)を他の機関の長に移送した場合		300 円＝300 円 ②他の機関の長の決定が早い場合 ・他の機関 (b 文書) (50 頁×10 円)－300 円＝200 円 ・機構 (a 文書) 100 円	ある場合には、次に開示決定が行われた法人文書について、控除可能残額の調整を行う。
	法人文書のうち、一部(a)をまず開示決定し、その後に残り(b)を開示決定する場合(法第 11 条の規定が適用される場合を含む。)	・初回(a):100 枚の閲覧及び 30 頁の写しの交付 ・2 回目(b):1,000 頁の写しの交付	初回(a):100 円+(30 頁×10 円)－300 円＝100 円 2 回目(b):1,000 頁×10 円＝10,000 円	
相互に密接な関連を有する	複数の法人文書(A, B, C)について、一度に開示決定する場合	・20 枚の閲覧 (A 文書)、30 枚の閲覧 (B 文書)及び 50 枚の閲覧 (C 文書) ・上記に加え、A 文書について、50 頁の写しの交付	20 枚+30 枚+50 枚＝100 枚となり、100 円(300 円以下)→無料 100 円+(50 頁×10 円)－300 円＝300 円	別表 1 の一の項イの「文書又は図画の閲覧」、同表七の項イの「電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧」及び同項口の「専用機器により再生したものの閲覧又は視聴」による開示を行う場合に限り、各法人文書の閲覧枚数を順次加えた枚数を基本額として計算し、開示請求手数料分の減額措置を行うものとする。
複数の法人文書	複数の法人文書(A, B, C)について、一度に開示決定した後、更なる開示の申出を受けた場合	・初回:20 枚の閲覧 (A 文書)、30 枚の閲覧 (B 文書)及び 50 枚の閲覧 (C 文書)	・初回 20 枚+30 枚+50 枚＝100 枚となり、 100 円(300 円以下)→無料	その場合、開示決定が早く行われた法人文書について、300

の開示請求		・ 2 回目 : 50 頁 (C 文書) の写しの交付	・ 2 回目 100 円 + (50 頁 × 10 円) - 300 円 = 300 円	円の控除措置規定を適用し、なお控除可能な残額がある場合には、次に開示決定が行われた法人文書について、控除可能残額の調整を行う。
求めが一つの開示請求書による	複数の法人文書 (A, B, C) について、それぞれ異なる時期に順次開示決定を行った場合 (法第 11 条の規定が適用される場合を含む。)	・ 初回 : 200 枚の閲覧 (A 文書) ・ 2 回目 : 150 枚の閲覧 (B 文書) ・ 3 回目 : 100 枚の閲覧 (C 文書)	初回 : 200 枚 → 200 円 (300 円以下) → 無料 2 回目 : 200 + 150 枚 → 400 円 - 300 円 = 100 円 3 回目 : 200 + 150 + 100 枚 → 500 円 - 300 円 = 200 円 → ただし、100 円分は 2 回目既に徴収しているため、3 回目は 100 円を徴収。	
行われた場合	複数の法人文書 (A, B, C) について、それぞれ別個の機関の長 (a, b, c) に移送した場合	A 文書 : 200 枚の閲覧 B 文書 : 150 枚の閲覧 C 文書 : 100 枚の閲覧	機関 a : 200 枚 → 200 円 (300 円以下) → 無料 機関 b : 150 枚 a の 200 枚 + b の 150 枚 → 400 円 - 300 円 = 100 円 機関 c : 100 枚 a の 200 枚 + b の 150 枚 + c の 100 枚 → 500 円 - 300 円 = 200 円 → ただし、100 円は既に機関 b において徴収されているので、100 円を徴収。 (開示決定は a, b, c の順。)	

注 : 上表において、開示決定の順番と開示の実施の申出の順番とが異なる場合は、開示の実施の申出の順番によることとなる。

別表 3

開示の実施の形態		計算例	備考
i 当初墨塗りされた箇所がある頁を当初開示の際と同一方法によって開示する場合(同一方法による差替え)	当初、一部開示決定により墨塗りの形で100頁の写しの交付を行ったが、改めて全部開示により100頁の写しの交付を行う場合	(当初開示の実施) $100 \text{ 頁} \times 10 \text{ 円} = 1,000 \text{ 円 (基本額)}$ $1,000 \text{ 円} - 300 \text{ 円 (開示請求手数料分の減額)} = 700 \text{ 円}$ (改めての開示の実施) $100 \text{ 頁 (改めて全部開示する頁)} \times 10 \text{ 円} - 300 \text{ 円 (開示請求手数料分の減額)} = 700 \text{ 円 (→徴収しない)}$	当初開示により開示した部分をすべて差し替えて、当初開示の不適正部分を改めて開示で補正したものであり、改めての開示の際の開示実施手数料は徴収しない。
	当初一部開示決定により100頁すべてに墨塗り箇所を含む形で閲覧を行ったが、改めて全部開示により100頁すべての写しの交付を行う場合	(当初開示の実施) $100 \text{ 円 (300 円以下)} \rightarrow \text{無料}$ (改めての開示の実施) $100 \text{ 頁} \times 10 \text{ 円} = 1,000 \text{ 円 (基本額)}$ $1,000 \text{ 円} - 300 \text{ 円 (開示請求手数料分の減額)} = 700 \text{ 円}$ (→当初開示との差額(700円)を徴収する)	当初開示により開示した部分をすべて別の開示方法により差し替えて、当初開示の不適正部分を改めての開示で補正したものである。 この場合、 ① 改めての開示のほうが開示実施手数料が高ければ、差額分を徴収する。 ② 当初の開示のほうが開示実施手数料が高ければ、改めての開示の際は徴収しない。
ii 当初墨塗りされた箇所がある頁を当初開示の際と異なる方法によって開示する場合(異なる方法による差替え)	当初一部開示決定により100頁すべてに墨塗り箇所を含む形で写しの交付を行ったが、改めて全部開示により100頁すべての閲覧を行う場合	(当初開示の実施) $100 \text{ 頁} \times 10 \text{ 円} = 1,000 \text{ 円 (基本額)}$ $1,000 \text{ 円} - 300 \text{ 円 (開示請求手数料分の減額)} = 700 \text{ 円}$ (改めての開示の実施) $100 \text{ 円 (300 円以下)} \rightarrow \text{無料}$ (→徴収しない)	

iii 当初開示の際に、頁全体を不開示決定して開示しなかった頁について、改めての開示の際に追加的に開示を行う場合（同一方法又は異なる方法による追加）	当初一部開示決定により100頁中80頁の写しの交付を行ったが、改めて全部開示で残り20頁の写しの交付を行う場合	（当初開示の実施） 80 頁×10 円＝800 円（基本額） 800 円－300 円（開示請求手数料分の減額）＝500 円 （改めての開示の実施） 20 頁×10 円＝200 円（基本額→徴収する）	改めての開示の際に開示する部分については、当初開示に追加して開示を行うものであり、更なる開示の実施の申出と同様に解し、改めての開示の実施の際に、当該部分に係る開示実施手数料を徴収。 ※注：当初の開示と改めての開示が両方とも閲覧による場合は、両方の閲覧枚数を合算する。
--	---	--	---